

会員から申し出があればナルクで任意後見人がサポートできるようにしたい

## ナルク市民(成年)後見人養成講座に参加して

本部発行の会報ナルク(NALC)22年7月号に、成年後見人制度を考えるとの記事が掲載され、本部の22年度事業計画中に後見人養成講座を開催されるとの記事が目にとまり、日頃1人暮らしの会員の方から、今後の生活についての色々な不安を述べられたことを思い出しました。22年11月9日から23年1月18日まで、5回で延べ24時間の講習会に参加した報告です。皆さんの参考になれば幸いです。

### I 概要

存知のように憲法に規定されている基本的人権とは――

- ① **個人の尊厳** すべての国民は、個人として尊重。(憲法13条)
- ② **生存権** 国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(憲法25条)
- ③ **財産権** 財産権は、これを侵してはならない。(憲法29条)

このうち③の財産権は本人が個人として自由意思で管理でき、例え家族であっても本人の財産を勝手に処分できないことを明記しています。

私たちが高齢になって、認知症・知的障がい・精神障がい等により日常生活での判断能力が不十分になったとき、自分の財産、生活をサポートしてもらう制度が後見人制度です。

### II 後見人制度には

この制度には法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

- ① **法定後見人制度**は 法律による後見制度で、現に判断能力が不十分な状態にある本人について、本人または家族等の申し立てにより、家庭裁判所が適任と認める人を本人の保護者に選任する制度です。本人の認知症の程度により後見、保佐、補助の3つに分けており、どの制度がよいかをよく検討します。
- ② **任意後見人制度**は 契約による後見の制度です。認知症などにより判断能力が低下する場合に備え、本人が任意後見人に相応しい人に頼む内容(権限)をきめ、公証人によって公正証書を作成するのが任意後見契約です。

後見人は財産管理と身上監護の事務的処理を行います。

- ① 財産管理は本人の財産に関する一切の事務、日常の金銭管理や不動産管理、保管
- ② 身上監護は本人の身上監護に関する一切の事務、生活事務に関する問題

### III ナルクのこの制度に関する取り組み

ナルク本部で一括登録、各拠点では会員の中から研修会を終了した会員を後見人として登録、会員から申し出があれば、任意後見人としてサポートする予定で準備を進めています。(木村良三記)

#### 豊泉家北緑丘のボランティア募集

このたび、4月から豊泉家北緑丘のデイサービス拡充につき、音楽・編み物・園芸・書道・水彩画・俳句・フラワーアレンジメントなどの講師や、囲碁将棋の相手、またお手伝いとしてクッキング・買い物などの活動支援の要請があります。

施設ボランティアを経験しますと、プロが日々行っている介護の世界が勉強でき、私たちの助け合い活動にも生かせることと思います。「人は老いても、見つめて欲しい・大事にして欲しい・認めて欲しい・そう言う気持ちは皆いっしょだ」ということが分かります。月に1回でも活動できる方は事務局まで連絡ください。(事務局 宮地、石井、青木)

